

入間市議会政務調査費に関する運用基準

1 共通事項

① 会派名称について

入間市議会の会派名称は、政党名のみを使用を除いて、原則として自由に称することができる。

② 交付対象について

入間市議会における政務調査費は、あくまでも会派に対して支給するものであり、個人的な活動には支出しない。1人会派については、結果的に個人的な活動となってしまうが、広報活動を行うような場合、必ず会派名称を用いるものとする。

③ 情報公開について

提出された収支報告書（領収書含む。）及び実績報告書については、その写しを市政情報コーナーに常備し、市民の閲覧に供するものとする。また、市議会ホームページにおいても積極的な公開に努めるものとする。

④ 飲食代について

会派が行う調査研究活動等に伴う飲食代については、原則支出しない。ただし、宿泊費や研修会参加費などに含まれる飲食代で、その分を分離できないものについては、この限りでない。

⑤ 備品購入について

備品の購入については必要最小限度にとどめ、個人的な利用に供することは認めない。会派の異動・解散等に伴う処分については、他の会派に引き継ぐなど、有効利用に努めること。

2 使途基準細則

項目	支出例	特記事項
研究研修費	会場費、講師謝礼、参加負担金、交通費、宿泊費、手数料	・研修会等に参加した場合には、参加案内等研修内容のわかるものを実績報告書に添付すること。

項目	支出例	特記事項
調査旅費	交通費、宿泊料、タクシー代、レンタカー代、駐車料金、バス借上料、傷害保険料、視察受入負担金、施設見学科、視察先への謝礼品、手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費については、交通費、宿泊費などの明細を収支報告書の中で明記すること。 ・借上げバスを利用した場合のバス代については、公共交通機関を利用した場合の料金を上限とし、超過分については自己負担とする。 ・宿泊施設については、ビジネスホテル利用を基本とする。 ・航空賃については、エコノミークラスを基本とする。 ・鉄道賃におけるグリーン料金は、原則認めない。 ・視察を実施した場合には、必ず視察報告書を作成し実績報告書に添付すること。
資料作成費	コピー代金、印刷代、写真代、用紙代	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙等の消耗品類の購入にあたっては、必要最小限度にとどめ、過度の買い置きは慎むこと。
資料購入費	図書購入費、新聞・雑誌購読料	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した図書等は、会派控室に常備するなどして、会派全員の共同資料とすること。 ・書籍類については、書籍名・編著者名を収支報告書に明記すること。 ・政党機関紙の購読料は認めない。
広報費	会派広報紙の発行費用、議会報告会に要する費用、郵便料金	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動は、市政関係、市議会関係、会派が行った調査研究の成果、会派が取り組む姿勢などに関する内容にとどめ、政党や後援会活動の報告と混同しないこと。 ・広報紙には必ず会派名称を用いるものとし、その発行及び配布にあたっては、当該会派が独自に行うこと。市民に誤解を与えない範囲内で業務を委託することができるが、特に政党に関連する業者などに

項目	支出例	特記事項
広報費		は注意が必要である。 ・広報紙を発行した場合には、その広報紙を実績報告書に添付すること。
広聴費	公聴会に要する費用、市民アンケート調査費用	・上記広報費と同様の趣旨とする。 ・アンケート調査を実施した場合には、調査表及び調査結果を実績報告書に添付すること。
人件費	パート・アルバイト賃金	・調査研究活動の補助員としての業務内容を明確にすること。 ・秘書的な人件費、親族の雇用は認めない。
事務所費	事務所賃貸料、維持管理費	・会派独自の調査研究活動のための事務所であって、個人または政党の事務所を兼ねることはできない。
その他	消耗品代、備品購入費	・上記各項目のどこにも該当しないもの、または全体にかかわる内容の支出を、この項目で計上する。

3 その他

① 公務災害について

政務調査費は会派が行う調査研究であることから、議会公務とは認められない。視察等により傷害等の危険を考慮する場合には、適宜民間の傷害保険の加入に努めること。

② 領収書について

領収書の宛名には、やむを得ない場合を除き、会派名を明記すること。また、何に対する支払い(領収書)なのか明示すること。特に消耗品等の購入にあたっては、できるだけ具体的な商品名の記載に努めること。

4 運用基準の取り扱い

この基準は、平成21年度の政務調査費から適用する。また、運用上の疑義が生じた場合には、適時各派代表者会議で協議し、必要に応じて追加、修正、削除等できるものとする。